

社会福祉法人 愛の家 役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛の家（以下「法人」という）の役員及び評議員ならびに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、定款第15条及び第16条による理事及び監事をいう。

2 この規程でいう評議員とは、定款第5条及び第6条による者をいう。

3 この規程でいう評議員選任・解任委員とは、定款第6条第2項による者をいう。

(理事会及び評議員会の出席による報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬等を支払うことができる。

2 交通費の支給は、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬等)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 交通費の支給は、その実費とする。

4 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

5 全理事の報酬等総額は、年間1,500,000円以内とする。

6 全監事の報酬等総額は、年間700,000円以内とする。

第4条の2 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 交通費の支給は、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員に外部委員として出席した場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 交通費の支給は、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後清算することができる。

(報酬の支給日)

第8条 役員等の報酬は、職務執行の属する月の翌月10日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日にあたる時は、その前日）に支払うものとする。

(報酬の支払い方法)

第9条 第3条から第7条までに規定する報酬、費用等は現金をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

- 付 則
- 1 この規程は、平成30年 6月16日より適用する。
 - 2 この規程は、平成31年 4月 1日より適用する。
 - 3 この規程は、令和 4年 3月30日より適用する。
 - 4 この規程は、令和 5年 8月 1日より適用する。
 - 5 この規程は、令和 6年 3月30日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬等	10,000 円	実費
評議員会出席報酬等	10,000 円	実費
評議員選任・解任委員	5,000 円	実費

別表2

名 称	報 酬		交通費
理事及び評議員業務報酬等	2時間まで	5,000 円	実費
	4時間まで	10,000 円	
	6時間まで	15,000 円	
	8時間まで	20,000 円	
監事監査指導報酬等	10,000 円		実費

別表3

旅 費	報 酬	交通費	その他
実費	5,000 円	実費	実費